

●規程改正の概要

| | |
|------|--|
| 要 旨 | 山梨県人事委員会勧告及び山梨県職員給与条例等の一部改正に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則」の一部改正を行う。 |
| 内 容 | <p>地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則の一部改正【規程第●号】</p> <p>○ 一般職員について、期末手当の年間支給月数を次のとおり0.15月引き下げ、令和3年12月期から適用することとした（職員給与規程の改正）。</p> <p>・令和3年度12月期 1.275月 → 1.125月（△0.15月）</p> <p>○ 会計年度任用職員の期末手当については、現行規則上、職員給与規程の例により支給することとしているが、上記の改定（令和3年度12月期分の改定）については適用しないため、その旨を附則に定める必要がある。</p> <p>・会計年度任用職員は、勤務条件の明示を行ったうえで、年度ごとに任用されるものであるため、県の取扱いに準じ、今年度内は一般職員の改定によらず、来年度から改定後の規程を適用する。</p> <p>※令和4年度 年間支給月数（期末手当） 2.55月 → 2.40月（△0.15月）</p> |
| 施行期日 | 令和3年12月1日から施行する。 |

会計年度任用職員就業規則 新旧対照表 (令和3年12月1日施行)

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>附 則 (施行期日) 第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。 (期末手当に関する経過措置) 第2条 略</p> <p>第3条 <u>令和3年12月に支給する期末手当の額の算定に用いる支給割合は、職員給与規程の規定にかかわらず、100分の127.5とする。</u></p> <p>略</p> <p>附 則 (規程第●号) (施行期日) 第1条 <u>この規程は、令和3年12月1日から施行する。</u></p> | <p>附 則 (施行期日) 第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。 (期末手当に関する経過措置) 第2条 略</p> <p>略</p> |